

新型コロナウイルス感染症への対応について

8月3日の三重県新型コロナウイルス「緊急警戒宣言」を受け、当施設におきましても、これまでの感染症対策に加え、下記の感染症対策を実施いたしますので、皆様方のご協力、ご理解をお願い申し上げます。

1. 来訪者（面会者）の皆様への対応

ご面会につきましては、Web方式での面会のみとさせていただきます。

お顔を直接ご覧になりたいという、ご要望に応え、施設の敷地内に面会場所を設置させていただき屋外でのご面会を実施しておりましたが、当分の間、中止させていただきます。

取引業者、委託業者の皆様につきましても、検温・消毒・マスクの着用のうえ、施設外での対応とさせていただきます。

2. 利用者様への対応

入居者の皆様の安全確保のため、これまでと同様の対応をさせていただきますとともに

(1) 施設入居者

体調変化による受診以外の外出は、控えさせていただきます。

また、投薬が必要な入居者様につきましては、ご家族の方が処方薬をお受け取りいただき、施設にお届けいただきますようお願い申し上げます。なお、その場合につきましても、施設の玄関先での対応とさせていただきますので、ご容赦願います。

ご家族の方による処方薬のお受け取りができない場合には、ご連絡をお願いいたします。

(2) 通所介護

① ご自宅で検温していただき、発熱が認められる場合には、ご利用をお断りさせていただきます。過去に発熱が認められた場合にあっては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状などに異常がないか健康状態の確認を行ったうえで、ご利用を判断させていただきます。

② ご家族の中に体調不良の方がおみえになる場合には、ご利用をお控えいただきますようお願いいたします。なお、ご家族の方の体調不良の原因が感染症でないという診断が下されました場合には、ご本人の体調次第でご利用のご判断をいただきましたら結構でございます。

③ 送迎時には、マスクを着用して乗車いただき、来所時には、手洗い・うがいと検温を実施いたします。

④ 受入れ後に発熱や体調変化が見られた場合には、これまで同様、別室での対応とし、緊急連絡先にご連絡を申し上げますので、医療機関での受診をお願い申し上げます。

3. 職員の対応

(1) 出勤前（自宅）に検温を行い、発熱や呼吸器症状が認められる場合は、出勤を見合わせ、医療機関の受診と結果報告を義務付けます。

(2) 家族の中に体調不良の者がいる場合にも、一旦、出社を見合わせ、体調不良の原因が感染症でないという診断が下されました後に、出社することとします。

(3) 出社時、帰社時にも検温を行い記録を残すとともに、手洗い・手指消毒・うがいを励行します。

(4) また、職員は、出退勤など施設外での活動もございますので、当面の間、施設内では必ずマスクを着用し対応を行います。

1人ひとりが、三重県の感染症対策の指針に則り、基本的な感染対策を実施いたします。

また、不要不急の県外への外出を控えるよう指導しております。

以上